

令和6年11月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和6年11月27日 午後1時30分	
2. 場 所	松浦市役所 市民ホール	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊦遅刻 ㊧早退)	
○ 1番 宮本 国男	○ 2番 瀬川 靖典	○ 3番 松本 由美子
○ 4番 末武 章	○ 5番 引地 国弘	○ 6番 大石 恵子
○ 7番 武部 利弘	○ 8番 崎村 康子	○ 9番 前田 秀一
○ 10番 宮本 章	○ 11番 坂本 康弘	㊦ 12番 濱崎 稔
○ 13番 久保 繁徳	○ 14番 大田 重敏	○ 15番 野中 孝
○ 16番 金子 秀幸	○ 17番 山内 重年	○ 18番 須藤 正文
○ 19番 佐々木 龍二		
出席農業委員数	19名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 川久保 稔美	○ 山下 勝美	○ 松本 美徳
○ 山口 信也	○ 前田 将直	㊟ 松瀬 竹虎
○ 松尾 茂	○ 紙本 政信	○ 徳田 詳吾
		○ 松本 伸雄
		○ 山口 康明
		○ 高田 良彦
		○ 渡口 学
		○ 小林 重喜
		○ 松崎 美喜雄
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局長 榎山 まちこ	次長 川内 益栄	係長 田畑 徹二
主査 桃田 忠邦	参事 吉田 倉也	
7. 議 長	佐々木 龍二	
8. 議事録署名委員の指名		
1 番 宮本 国男	2 番 瀬川 靖典	

事務局長

皆様、こんにちは。ただ今から令和6年11月の農業委員会総会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の欠席は、農業委員19番 佐々木会長は公務で東京出張、推進委員9番松瀬委員、10番 新見委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。

10月の定例会の折に協議いただきました農地等利用最適化推進施策に関する意見書につきまして、11月6日に佐々木会長及び須藤職務代理者から友田市長へ提出していただきました。12月定例会後に意見交換会を実施いたしますので、委員皆様からも積極的に意見を述べていただきたいと思っております。11月20日、21日の二日間崎村委員と九州・沖縄ブロック農業委員女性委員研修会に参加してまいりました。九州各県から集まられた女性農業委員の方々から貴重な情報、意見を聞くことができ充実した研修会でした。来年度は長崎県での開催となっておりますのでぜひ松浦からも女性委員さんだけでなくたくさんの委員の方に参加していただきたいと思っております。

それでは、須藤職務代理者のご挨拶をいただきまして、11月の総会に入りたいと思います。

職務代理者

こんにちは。慣れておりませんので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。11月の8日9日に山内委員と榎山局長と、JAレーク滋賀にドローン活用の視察に行ってきました。ここは松浦と同じ中山間地で、高齢化で若い担い手は3名くらい、JA職員7名でドローンによる薬剤散布、播種を請け負っている。反当たり1,500円で請け負っているとのことでした。薬代込みでも2200円から2500円、1haを約10分で作業するとのことでした。機械もそろっていてすごいところでした。報告をしておきます。それでは、議事を進めさせていただきます。

議事録署名人の指名に移ります。農業委員1番 宮本委員、同じく2番 瀬川委員にお願いします。

続きまして、報告事項に移ります。1ページ 2アール未満農業用施設届の受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局

2アール未満農業用施設整備届の受理報告について1件ございました

たので、説明いたします。届出人は鷹島町原免 [] 番地 [] 氏、農地の表示は鷹島町原免字長畑 []、地目は畑、面積は1,578㎡で、届出面積は12.03㎡です。届出事由は農業用倉庫の建設です。届出日は令和6年10月16日、同日受理し、10月16日に現地調査を行っております。受理通知日は10月16日です。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

～委員（なし）～

議長 なければ、農地改良等届の受理報告について事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして農地改良等届の受理報告について1件ございましたので、説明いたします。届出人は志佐町笛吹免 [] 番地 [] 氏、農地の表示は志佐町笛吹免字瀬道田 []、地目は田、面積は981㎡で、同字 []、地目は田、面積は254㎡の2筆1,235㎡で、届出事由は、4枚の農地を1枚に整地し大型機械を利用した今後の営農の継続の為の簡易圃場整備です。届出日は令和6年11月7日、同日受理し、11月7日に現地調査を行っております。受理通知日は11月7日です。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

～委員（なし）～

議長 なければ、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について事務局の説明をお願いします。

事務局 続きまして、農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）についてでございます。4件ございます。

議案 1 ページの 1 件目の貸人・今福町木場免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏と借人・今福町木場免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏の分は、借人の高齢化のため耕作不能による解約です。

2 件目の貸人・今福町北免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏と借人・今福町木場免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏の分は、高齢化ため耕作不能による解約です。

3 件目の貸人・福島町塩浜免 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏と借人・長崎県農業振興公社の分は、4 件目の貸人・長崎県農業振興公社と借人・唐津市石志 [REDACTED] 番地 [REDACTED] 氏の分は、災害の影響による圃場の耕作不良のための解約です。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

～委員（なし）～

議 長 続きまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出（相続）について事務局の説明をお願いします。

事務局 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出、相続について 4 件ございます。

1 件目です。被相続人 [REDACTED] 氏・[REDACTED] 氏は夫婦であり、相続人 [REDACTED] 氏はその子になります。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は志佐町庄野免字ハイ田 [REDACTED]、地目は畑、面積は 58 m²です。被相続人は、[REDACTED] 氏は、平成 29 年 3 月 8 日に、[REDACTED] 氏は、令和 6 年 7 月 4 日に死亡されており、令和 6 年 10 月 3 日に相続登記が完了したということで、相続人から令和 6 年 11 月 12 日に届出があり、同日、受け付けております。

2 件目も、被相続人 [REDACTED] 氏・[REDACTED] 氏、相続人 [REDACTED] 氏になります。農地の表示は、志佐町庄野免字深町 [REDACTED] から、志佐町浦免字八龍田 [REDACTED] までの田 8 筆、合計面積 6,779 m²です。

3 件目です。被相続人 [REDACTED] 氏・[REDACTED] 氏、相続人 [REDACTED]

氏です。被相続人と相続人の関係は、氏は、祖父であり、氏は父になります。農地の表示は御厨町小船免字大畑、地目は田、面積は495㎡です。被相続人は、氏は、昭和48年3月2日に、氏は、令和5年12月21日に死亡されており、令和6年8月9日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年11月14日に届出があり、同日受け付けております。

4件目です。被相続人は、氏は、相続人は、氏は、農地の表示は御厨町小船免字大畑から、同町山根免字道木田までの、田11筆、畑4筆の計15筆、合計面積は11,736㎡です。令和6年8月9日に相続登記が完了したということで、相続人から令和6年11月14日に届出があり、同日受け付けております。

議長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか？

～委員（なし）～

議長 なければ、申請事件の処理状況について事務局より報告をお願いします。

事務局 続きまして、申請事件の処理状況です。農地法第5条申請1件です。譲渡人、氏、譲受人、氏、転用目的は車両保管場及び廃棄資材置場、申請面積は877㎡、令和6年11月15日許可となっております。

議長 それでは、付議事項に入ります。5ページ議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第59号農地法第5条の規定による許可申請について、意見を付して県へ送付することとなっておりますので、各基準に基づく意見

及び総合意見についてご審議いただくものです。

事件番号1です。関係資料を39ページ以降に添付しております。それでは、議案に入ります。借人は志佐町長野免[]番地[]氏で、貸人は志佐町長野免[]番地[]氏です。両者は親子です。申請地は、志佐町長野免字屋敷田[]畑382㎡です。農地の区分は、土地改良事業の行われていない中山間地域に存在する小規模な団地にある農地のため第2種農地です。転用の目的は一般個人住宅です。具体的には、子供の成長等により離れ家を建築するというもので、併せて駐車場4台分を整備します。権利の種類は使用貸借権の設定で父親から土地を借りて転用します。土地利用については、42ページの配置図をご覧ください。申請地北側の[]が借人の本宅で、申請地に64.3㎡の離れ家を建築します。土地造成等については、43ページに断面図を付けておりますが、申請地は傾斜しておりますので、最高で1.3m程度切土して赤いラインで造成します。造成後は碎石舗装する計画です。排水関係ですが、雨水は自然流下です。汚水及び生活雑排水は合併処理浄化槽で処理後に既存の排水溝へ接続されます。近隣の営農への影響については、隣接する農地は全て父親の農地であって、本計画を了承されており、建物も平家建であることから、日照や通風に影響はないものと考えます。最後に、残高証明書と融資証明書にて資金計画を確認しており、確実に事業は実施されると思われることから、各許可基準についても問題はなく、総合意見として許可相当と考えます。以上、皆様のご審議をお願いします。

議長 事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見をお願いします。農業委員16番 金子委員をお願いします。

金子委員 農業委員16番金子です。11月20日に、事務局と山内委員と現地確認を行いました。事務局から説明があった通り、周囲もご家族の土地と言うことで営農には何ら問題ないか思います。ご意見の方をよろしくをお願いします

議長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんのご意見を伺

いたいと思いますが 推進委員 8 番 前田委員お願いいたします。

前田委員 20日に一緒に現地確認しましたけれど、何ら問題ないかと思いません。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからご意見がございました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議長 なければ、議案第59号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県に進達するものといたします。

続きまして、6ページ議案第60号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第60号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年11月28日としております。7ページをお願いします。計画書の内訳でございますが、賃貸借再設定分が37件、新規分2件、使用貸借再設定分8件、新規分2件です。各筆明細につきまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。しばらく時間を取りますので各委員の確認をお願いします。

議長 各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議長 なければ、議案第60号農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和6年11月28日といたします。

続きまして、13ページ議案第61号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。ここで関係委員の退席をお願いします。坂本委員、末武委員、山内委員退室をお願いします。

議 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第61号農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものでございます。公告予定日を令和6年11月28日としております。14ページをお願いします。計画書の内訳でございますが、賃貸借再設定分が3件です。関係委員分になります。

議 長 事務局の説明が終わりました。しばらく時間を取りますので各委員の確認をお願いします。

議 長 各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議 長 なければ、議案第61号農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和6年11月28日といたします。

3名入室

議 長 続きまして、17ページ 議案第62号農用地利用集積等促進計画（一括方式）の要請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大石委員退室

事務局 議案第62号農用地利用集積等促進計画の要請について、農用地の

利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請する、というものでございます。議案は17ページから37ページにかけまして、10件の促進計画となっております。各筆設定内容及び経営状況等も併せてご確認いただきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。各委員さんから、何かご質問、ご意見はございますか？

～委員（なし）～

大石委員 入室

議長 各委員さんから、何かご質問、ご意見はございますか？なければ、議案第62号 農用地利用集積促進計画（一括方式）の要請については、長崎県農業振興公社へ要請することといたします。

続きまして、38ページ議案第63号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

～説明機器をセット後、事務局 説明～

事務局 荒廃農地調査による農地法2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてご審議いただきます。

番号1です。申出人は兵庫県西宮市小松東町3丁目 [REDACTED] [REDACTED] 氏です。農地の所在は、志佐町横辺田免字横辺田 [REDACTED] [REDACTED] ・登記地目と現況地目ともに畑・面積は373㎡です。11月25日に地元委員の新見委員と事務局とで現地調査を行いました。申出によれば、20年以上耕作しておらず原野化しているとのことでした。スライドをご覧ください。ご覧の様に、竹林化していることを

確認しました。本日は新見委員が欠席ですが、申出地は昔、畑であって当時は管理されていたことをご存じでした。また、管理者が亡くなったあとは誰も管理しなくなったため山林化したのだらうと話されました。以上、既に山林化している現状を踏まえ、農地への復旧は困難で、仮に復旧したとしても継続した営農は見込めないことから、申出は原野ですが調査結果を踏まえ「山林」として非農地判断して差し支えないものと考えます。なお、本日欠席の新見委員も同意見であることを申し添えます。以上、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。各委員さんから、何かご意見はございますか？

～委員（なし）～

議 長 なければ、議案第63号 荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については、非農地通知を交付するものといたします。

続きまして、追加議案第64号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の松浦市農業委員会日程の5. 付議事項にありませんが、追加議案第64号、相続税の納税猶予に関する資格者証明について、を上程いたします。こちらの議案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願が提出されましたので、申請者が納税猶予の対象者として適当かどうかをご審議いただくものです。まず、農地の相続税の納税猶予制度とはなにかですが、高額な相続税 が課税されてしまうと、農業を継続したくても相続税を払うために農地を売らざるを得ないという問題が生じるため、自ら農業経営を継続する相続人を税制面から支援し農業経営の継続や零細化の防止を図るというものです。この制度を活用する場合、3年ごとに継続の手続きを取る必要があります。今年が3年目に当たることから、本議案は継続手続きのために相続人が納税猶予制度における適格者であることを証明するものです。適格者の要件は、「相続人が今後引き続き農業経営を行うと認められ

- ・「農地の貸借の取り扱いについて」
- ・「農業委員活動記録簿について」
- ・「入院中の農業委員に対して見舞金について」
- ・「タブレット端末の利用上の注意点について」
- ・「市長との意見交換会の開催について」

議 長 以上をもちまして、11月の農業委員会定例総会を終了します。来月の総会は12月25日 水曜日となっております。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 30分